



市民相談

Citizen consultation

相談名	相談日	時間	場所	受付方法	問い合わせ
行政相談会 国の行政機関などに関する苦情・要望について対応	12/22(火)	13:30~16:00	保健福祉センター2階(会議室)	当日午後3時30分までに相談場所へ(先着順)	市民課 市民相談係
法律相談会 弁護士が対応します(予約制・先着9人)	①12/17(木) ②12/23(水)	13:00~16:00	①高野口地区公民館 ②市役所1階(相談室)	12/10(木)午前8時30分から直通電話のみ受付 ☎39-7200	市民課 市民相談係
年金出張相談(予約制) 厚生年金や国民年金の相談や手続き	1/14(木) 1/28(木)	10:00~15:00	教育文化会館3階(第3研修室)	12/10(木)から和歌山東年金事務所お客様相談室へ電話申込	和歌山東年金事務所 ☎073-474-1841
心配ごと相談 市民生活での心配ごと全般	①12/4(金) ②12/7(月) 12/21(月)	13:00~16:00	①高野口地区公民館 ②保健福祉センター2階(会議室4)	相談日時に相談場所へ(電話相談は相談日時に☎33-0294へ)	社会福祉協議会 ☎33-0294
こころの相談(予約制) こころの病気、ひきこもりなどで悩んでいる人や家族	12/4(金) 12/24(木)	午後から	橋本保健所	橋本保健所保健課へ	橋本保健所保健課 ☎42-5440
認知症電話相談 認知症やその介護についての電話相談	12/1(火) 12/15(火) 1/5(火)	13:00~17:00	——	相談日時に電話で受付 ☎0120-555-294	橋本市地域包括支援センター ☎32-1957
NPO相談会(予約制) NPO法人の設立・運営管理・各種手続きなど	12/9(水) 12/23(水)	10:00~16:00	市民活動サポートセンター	市民活動サポートセンター	市民活動サポートセンター ☎33-0088
消費生活相談会 悪質商法の被害、消費者の契約・取引トラブルなど	①12/1(火) ②12/8(火) ③12/15(火) ④12/22(火)	13:00~16:00	①かつらぎ町役場 ②高野町役場 ③橋本市消費生活センター ④九度山町ふるさとセンター	相談日時に相談場所へ	消費生活センター
多重債務等無料相談 司法書士による相談	12/12(土)	13:00~16:00	——	相談日時に電話で受付 ☎073-422-4272	和歌山相談センター ☎073-422-4272
人権相談^(※1) いじめ、差別、虐待、家族や近隣間の悩み事など	12/4(金)	13:30~16:00	市役所2階(人権・男女共同推進室)	当日午後3時までに相談場所へ 予約も可能	人権・男女共同推進室
女性電話相談 女性が抱える心配ごと全般	月~金曜日	9:00~13:00 ※1回30分程度	——	相談日時に電話で受付 ☎33-8525	人権・男女共同推進室
その他の相談(詳しくはお問い合わせください) 教育相談(市内に在住・在学する子どもの不登校、いじめなど)……問い合わせ:教育相談センター ☎32-1512 家庭児童相談(子育ての悩み、児童虐待や不登校など)……問い合わせ:家庭児童相談室 ☎33-2111 青少年センター相談 ^(※2) (非行など)……問い合わせ:青少年センター ☎32-2124 消費生活相談(悪質商法や多重債務に関する悩みなど)……問い合わせ:消費生活センター ☎33-1227 耐震相談(耐震診断や耐震改修など)・空き家相談……問い合わせ:建築住宅課 ☎33-1115					

※1 人権相談は、和歌山地方方法務局橋本支局(☎32-0206)でも随時実施しています。
※2 青少年センター相談は、Eメール(genki@city.hashimoto.lg.jp)による相談もできます。

介護サービス相談

橋本市地域包括支援センター … ☎0120-555-294 紀和病院在宅介護支援センター … ☎33-5000
ひかり苑在宅介護支援センター … ☎37-3000 在宅介護支援センターさくら苑 … ☎44-1189

防災はしもとメール配信

- 登録方法(詳しくは危機管理室へ)
bousai.hashimoto-city@raidan.ktaiwork.jp に空メールを送信後、返信メールに従って登録してください。
- 配信内容 気象警報、防災情報、行政情報



▲二次元コード

防災行政無線 テレホンサービス

防災行政無線の放送内容を確認することができます。
☎0120-78-0620
※上記番号でつながらない場合は、☎0736-39-0620へ(有料)

税

住宅用地の申告はお済みですか

【税務課】

1月1日(賦課期日)現在で、住宅(居宅、共同住宅など一定の条件があります)が建っている土地については、税額軽減の特例(住宅用地特例)があります。また、年末までに住宅を壊して、1月1日現在同じ土地に建替え中の場合も、一定の要件を満たすと住宅用地特例が適用されます。土地の所有者からの申請が必要ですので、忘れずに申告してください。

●問い合わせ
税務課 資産税係 ☎33-3706

家屋の取壊しの連絡はお済みですか

【税務課】

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日(賦課期日)現在で市内に土地・家屋・償却資産を所有する人に対して課税されますが、年の途中で家屋の全部もしくは一部を取り壊すと、翌年度から、取り壊した面積分は課税されません。

市では、市内の家屋の状況把握に努めていますが、取壊しのご連絡がない場合、取壊しが確認できず、翌年度以降も引き続き課税される恐れがあります。

令和2年1月2日から令和3年1月1日までの間に家屋の全部または一部を取り壊した人は、取り壊した床面積の大小に関わらず、令和3年2月1日(月)までにご連絡ください。担当者が現場に出向き、取り壊されていることが確認できれば、翌年度からは課税されません。

なお、登記のある家屋を取り壊し、すでに法務局で取壊しに関する手続きがお済みの場合は、法務局から税務課に通知がありますので、連絡は不要です。

●問い合わせ
税務課 資産税係 ☎33-3706

国民健康保険税などの納付額証明について

【税務課】

令和2年1月から12月に納めていただいた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は社会保険料控除の対象となります。

納付書または口座振替で納付していただいた金額については、令和3年1月下旬に納付額証明書を郵送しますのでご利用ください。

年金天引きにて納付されている人については、同時期に日本年金機構などから送付される源泉徴収票をご利用ください。

納付書・口座振替と年金天引きの両方で納付している人は、納付額証明書に併記していますので、申告の際はご注意ください。

- 注意事項
 - 納付金額は本人とその同一世帯以外の人にはお答えできません。
 - 納付後、市で確認できるまで2週間程度かかる場合があります。

●問い合わせ 税務課 収納係 ☎33-1169

夜間と休日の納付・納税相談

【税務課】

- 相談日時(毎月第4水曜日および第4日曜日)
 - 12月23日(水) 午後5時15分~8時
 - 12月27日(日) 午前8時30分~午後5時
- 場所・問い合わせ 税務課 収納係 ☎33-6109

納期限のお知らせ

【税務課】

- 12月25日(金)
 - 固定資産税・都市計画税……………3期
 - 国民健康保険税……………6期
 - 後期高齢者医療保険料……………6期
- 令和3年1月4日(月)
 - 介護保険料……………6期

市税の納付忘れはありませんか

市税は、まちづくりを支える大切な財源です。納期限の過ぎた市税をまだ納付されていない人は、至急、金融機関または市役所税務課収納係で納付してください。



- 市税は納期限内に納付しましょう
納期限までに市税を納付しない場合、督促状が送付され、本税に加えて督促手数料と延滞金を合わせて納付していただくこととなります。
- 滞納を放置しておくと、滞納処分の対象となります
督促や催告により納付を促しても納付しない滞納者に対し、預貯金、給与、動産、不動産などの差押えを行い、延滞金を含めた滞納税額を強制的に徴収します。
- 納められない事情のある人は、ご相談ください
やむを得ない理由で一時的に市税を納付することが困難な人は、生活状況などを聞かせていただいた上で、徴収の猶予などをできる場合があります。
- 問い合わせ
税務課 収納係 ☎33-6109